

## 【特別措置の概要】

災害時の特別措置とは、台風や地震等の災害が発生し、災害救助法の適用または激甚災害に指定された場合、その適用または指定された地域において被災された方々に対する特別措置として、お客さまからの申請を受け、以下のとおり対象サービス料金の支払期日を延長する等の特別措置を講じるものです。

## 【特別措置の対象地域】

災害救助法の適用または激甚災害に指定された市町村

## 【特別措置の内容】

### (1) 支払期日延長 ※1

お客さまの電気料金について、災害発生日が属する月の前月の電気料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1ヵ月延長いたします。

### (2) 不使用月または不使用日の電気料金免除

【定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予備電力をご契約のお客さま】

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、電気料金を申し受けません。

【上記以外の契約種別でご契約のお客さま】

お客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間、料金の算定期間ごとに基本料金または最低月額料金から「電気を使用されない期間の日数×4%」の割引を行ない、算定いたします。

### (3) 工事費負担金 ※2の免除

お客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止し、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに新たに電気の使用申し込みを行なう場合は、それに要する工事費負担金を申し受けません。（ただし被災時の契約負荷設備または契約電力を超えないこと）

### (4) 臨時工事費 ※2の免除

お客さまの需要場所において、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申し込みを行なう場合は、それに要する臨時工事費を申し受けません。

### (5) 引込線、計量器等の取付位置変更工事費 ※2の免除

お客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申し込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なう場合は、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。（ただし供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であること）

### (6) 使用不能設備に対する基本料金の免除

お客さまの需要場所において、電気設備の一部が使用不能となった場合は、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目といたします。

※2) 工事費負担金、臨時工事費および取付位置変更工事費とは、お客さまからの申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、それに要する工事費をお客さまにご負担いただくものをいいます。

<お問い合わせ先>

	前頁（１）（２）（６）について	前頁（３）～（５）について
担当部署	沖縄電力 料金センター	沖縄電力 ネットワーク受付センター
電話番号	0120-586-391（コールセンター） 098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話	
受付時間	月～金 8：30～17：00 （祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）	